



鳥取県公報

令和8年6月23日（火）
第9800号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定（379）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定史跡の指定（380）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	建築基準法による指定確認検査機関の指定（381）（住宅政策課）・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（2件）（382・383）（企業支援課）・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（2件）（384・385）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 5
	保安林の指定施業要件の変更予定（386）（〃）・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第379号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	員数	所在の場所
三朝町中津区有文書 つけたり はこ 附 箱	2 点 1 合	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

鳥取県告示第380号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地又は地域
古郡家古墳群	鳥取市古郡家字上ノ山のうち9,270平方メートル

鳥取県告示第381号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項（第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第1項（第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 指定確認検査機関の名称及び所在地
一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
鳥取市田園町三丁目375
- 指定の区分
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第4号の2まで及び第9号から第14号の2までに掲げる区分
- 業務区域
鳥取県全域
- 確認検査の業務を行う事務所の所在地
鳥取事務所 鳥取市田園町三丁目375
米子事務所 米子市米原九丁目7-30
- 指定の有効期間
令和8年7月1日から5年間

鳥取県告示第382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス鹿野店 鳥取市鹿野町岡木字下荒堀255－1 ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年2月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,417平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 64台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 11.68立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 3か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
令和8年6月5日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和8年6月23日から4月間
- 11 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス鳥取駅南店 鳥取市富安一丁目84－1 ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年2月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,531平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 73台
 - （2）駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 22台
 - （3）荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 95平方メートル
 - （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 10.95立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和8年6月5日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和8年6月23日から4月間
- 11 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第384号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市鹿野町河内鷲峰山国有林（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第385号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町宇波山国有林（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第386号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町栃本字大杉ノ上72、72の1、72の2、73、73の1、73の2、76の4、栃本字チャコ592、593、593の1から593の3まで、594

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**（1）立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和8年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

（1）学科試験 令和8年10月8日（木） 午前9時40分から午前11時10分まで

（2）実地試験 令和8年10月8日（木） 午前11時40分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

（1）試験は、学科試験及び実地試験とする。

（2）学科試験の科目及び配点は次のとおりとする。

ア 衛生法規に関する知識（100点）

イ 公衆衛生に関する知識（100点）

ウ 洗たく物の処理に関する知識（100点）

（3）実地試験の科目及び配点は次のとおりとする。

ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別（20点）、しみの判別（20点）及び薬品の鑑別（10点））

イ 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）（100点）

（4）試験時間は次のとおりとする。

ア 学科試験 1時間30分

イ 実地試験

（ア）洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）各4分

(イ) 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）8分

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本産業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験手数料の納付済証（銀行等で領収印が押印されたもの）

(2) 受付期間

令和8年7月27日（月）から同年8月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和8年8月21日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

所管する各総合事務所環境建築局、鳥取市市民生活部環境局又は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵便等により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-8571 鳥取市幸町71）

鳥取県中部総合事務所環境建築局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所環境建築局（〒683-0054 米子市糀町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とする。

所管する各総合事務所環境建築局、鳥取市市民生活部環境局又は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課から、手交又は郵便等により納付書の交付を受け、当該納付書により納付すること。

なお、既納の手料金は、還付しない。

7 受験に当たっての注意事項

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。

なお、受付は、午前9時から開始する。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 受験者は、受験通知書、筆記用具及び時計（計時機能のみのものに限り。）を持参すること。

なお、携帯電話、ウェアラブル端末（スマートウォッチ、スマートグラス等）又はタブレット端末等の通信、計算又はメモ等の機能を有する電子機器類を時計として使用することは認めない。

8 合格者の発表

合格者の受験番号を令和8年10月30日（金）にくらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に試験結果通知書を送付する。

9 合格基準

学科試験、実地試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の合計点が180点以上である者を合格とする。ただし、いずれかの科目で得点が50点未

満である者は不合格とする。

(2) 実地試験

原則として、試験の合計点が90点以上である者を合格とする。ただし、いずれかの科目の得点が次に掲げる点数未満である者は不合格とする。

ア アイロン仕上げ (50点)

イ 繊維の判別 (8点)

ウ しみの判別 (8点)

エ 薬品の鑑別 (4点)

10 その他

(1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 郵便等により願書を請求する場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(3) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

(4) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）に問い合わせること。